令和2年7月豪雨による被災者の皆様への 生活支援窓口案内(ガイドブック)

令和2年7月豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省長野行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

本ガイドブックは、今回の災害に関し、関係機関が設置している相談窓口等について、 関係機関が提供している情報を取りまとめたものです。

※ 状況が刻々と変化する中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、すべての情報を掲載しているものではないことにご 留意ください。

長野行政監視行政相談センター(愛称:きくみみ長野)での相談受付

- 電話: 平日8:30~17:00 (この時間帯以外は留守番電話対応となります。)
 行政相談専用ダイヤル (ナビダイヤル) 0570-090110
 ※ 一部の IP 電話では、利用できない場合があります。その場合は、直通ダイヤル 026-235-1100 におかけください。
- 来所: 平日8:30~17:00

所在地:長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 4階

● インターネット

URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
(右記 QR コードからもアクセスできます)

● **FAX**: 026-232-4529



※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談いただく際は、できるだけインターネット・電話・手紙・FAX をご利用くださいますようお願いいたします。

長野行政監視行政相談センター(きくみみ長野)に来所いただいてのご相談を希望される場合は、マスクの着用や相談時間の制限(原則15分程度、最長30分)など、感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

くご注意>

1 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。 令和2年7月豪雨においては、長野県内の以下の市町村が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村(4市4町6村)】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、阿南町、上松町、南木曽町、木曽町、宮田村、阿智村、 下條村、売木村、王滝村、大桑村

- ※ いずれも7月8日適用
- 2 このガイドブックに掲載している情報は、関係機関等のホームページ掲載情報を当センターが 収集・整理したものであり、令和2年7月11日時点の情報で作成しております。各機関等にお ける支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、長野行政監視行政相談センターホームページに掲載しております。

<長野行政監視行政相談センター ホームページ>

URL: http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/nagano.html

次



1	住まいや身の回りのこと	
1	住宅に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	災害復興住宅融資、ご返済等に関する相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・	1
	役所の手続きのこと	
3	国税の特別措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	年金に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合について ・・・7	7
6	自動車検査証の有効期間の伸長措置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	民間の手続きのこと	
7	令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9)
8	各種損害保険について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)



教育のこと

9	豪雨被害を受けた学生の皆様へ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11	1
---	----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---



事業者の方へ

W L	
10	被災中小企業・小規模事業者のための特別相談窓口 ・・・・・・・・・・・12
11	災害復旧貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
12	小規模企業共済制度の災害時貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・14
13	被災宿泊事業者向けの特別相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・15
14	特別労働相談窓□ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
T	そのほかの情報
15	医療機関等の受診について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

16	災害に便乗した悪質商法に関する相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・17
17	外国人 (がいこくじん) の皆 (みな) さまへ ・・・・・・・・・・18
18	法律相談等の窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
19	太陽光発電設備に関する留意点・相談窓口 ・・・・・・・・・・・・18
20	市町村連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20





住まいや身の回りのこと

1 住宅に関する相談窓口

◆ 住まいるダイヤルでは、一級建築士の資格を持った相談員が住宅に関する電話相談をお受けしております。

法律的な問題については、必要に応じて弁護士の助言も得て、ご相談に応じています。 住宅に関してご不安を感じられている方やお困りの方は、住まいるダイヤルまでご相談ください。

◆ 住まいるダイヤル(電話相談窓口)については、以下のとおりです。

* T E L:0570-016-100 (ナビダイヤル)

03-3556-5147 (一部の IP 電話からの場合)

* 受付時間:10:00~17:00 (土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く)

2 災害復興住宅融資、ご返済等に関する相談窓口

◆ 住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資、機構融資(フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含む)の返済等に関して被災された皆さまからのご相談をお受けしています。

お問合せ先は、以下のとおりです。

* 窓 口:住宅金融支援機構 お客さまコールセンター災害専用ダイヤル (被災された方専用のダイヤル)

* T F I: 0120-086-353

※ 国際電話等で、フリーダイヤルにおかけいただくことができない場合は、「048-615-0420」におかけください。 ※通話料金がかかります。)

* 受付時間:9:00~17:00(土曜日・日曜日も実施)

※ 祝日・年末年始を除く。

7月23日(木・祝)及び24日(金・祝)は休まず営業いたします。

◆ ご返済方法の変更など具体的なご相談につきましては、ご利用中の金融機関の窓口にお願いい たします。



役所の手続きのこと

3 国税の特別措置

- ◆ 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、申告・納付等をその期限までにできないときは、税務署に申請することにより、期限の延長や納税の猶予を受けることができます。 この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請することができます。
- ◆ 期限の延長や納税の猶予のほか、災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税 等に係る手続等(災害関連情報)があります。

1 災害による申告・納付等の期限延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき(交通途絶等)は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、期限が経過した後でも行うことができます。

2 納税の猶予

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 所得税の全部又は一部軽減、源泉所得税の徴収猶予や還付

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法(この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。)、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される(又は徴収された)源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

4 簡易課税制度の適用等について

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます(災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます)。



◆ 申告・納税等に係る手続等(災害関連情報)の詳細については、以下のURLよりご確認くだ さい。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm

◆ 状況が落ち着きましたら、まずは最寄りの税務署へご相談ください。

税務署名	電話番号	管轄区域
飯田税務署	0265-22-1165	飯田市、下伊那郡
伊那税務署	0265-72-2171	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
上田税務署	0268-22-1234	上田市、千曲市、東御市、小県郡、埴科郡
大町税務署	0261-22-0410	大町市、北安曇郡
木曽税務署	0264-22-2024	木曽郡
佐久税務署	0267-67-3460	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
信濃中野税務署	0269-22-3151	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
諏訪税務署	0266-52-1390	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
長野税務署	026-234-0111	長野市、須坂市、上高井郡、上水内郡
松本税務署	0263-32-2790	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡

4 年金に関すること

【国民年金保険料の免除について】

- ◆ 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた 方は、申請により、国民年金保険料の免除を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、被災者専用フリーダイヤルへお問合せください。
 - * 電話番号:0120-808-678

※ ガイダンスに従い、「1」を押してください。

* 受付時間: <月 曜 日>8:30~19:00

<火曜~金曜>8:30~17:15 <第2 土曜日>9:30~16:00

- ※ お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。
- ◆ また、日本年金機構のホームページでも、詳細を確認することができます。 https://www.nenkin.go.jp/service/sonota/sonota/20140827.html



【厚生年金保険料等の口座振替及び納付の猶予について】

- ◆ 保険料の□座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、□座振替の停止をすることができます。
- ◆ また、事業所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料(厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金)を一時に納付することができないと認められるときは、申請により、厚生年金保険料等の納付の猶予を受けることができる場合があります。

詳しくは、管轄の年金事務所にご相談ください。

お問合せ先	電話番号	受付時間
ねんきん加入者	0570-003-004 (ナビダイヤル)	
ダイヤル	※「050」で始まる電話からかける場合は	
(国民年金加入者向け)	03-6630-2525 (一般電話)	
飯田年金事務所	0265-22-3641	
伊那年金事務所	0265-76-2301	平 日:8:30~19:00
岡谷年金事務所	0266-23-3661	第2土曜:9:30~16:00
小諸年金事務所	0267-22-1080	
長野北年金事務所	026-244-4100	
長野南年金事務所	026-227-1284	
松本年金事務所	0263-32-5821	

土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報 5 通知書)を紛失した場合について

◆ 令和2年7月豪雨により、家屋への浸水などによって権利証(登記済証・登記識別情報通知書) を紛失してしまっても、不動産(土地・建物)の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、登記の申請をする際に、本人確認資料として登記所に提出していただくものですが、 登記をするには、権利証のほかに、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、 権利証を紛失しただけで、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなど して、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって、不動産の売却等の処分をすることができなくなるわけでもありません。



◆ なお、紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する 方法として、「不正登記防止申出制度」があります。

詳しくは、最寄りの登記所にご相談ください。

* 相談窓口:長野地方法務局 不動産登記部門

* T E L: 026-235-6611

※ 音声ガイダンスが流れますので、「1」を選択し、次に「2」を選択してく ださい。

6 自動車検査証の有効期間の伸長措置について

- ◆ 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から同年8月3日までのものについては、有効期間満了日を令和2年8月4日まで伸長されます。
- ◆ 対象地域は、松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、阿南町、上松町、木曽町、南木曽町、宮田村、阿智村、下條村、売木村、王滝村、大桑村です。
- ◆ 対象となる自動車については、令和2年8月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車 をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

◆ 伸長手続きに関するお問合せ先は、以下のとおりです。

お問合せ先	電話番号・FAX番号
長野運輸支局を検査・整備・保安部門	T E L : 026-243-5525
北陸信越運輸局 自動車技術安全部 技術課	T E L : 025-285-9155
国土交通省 自動車局整備課	TEL:03-5253-8111 (内線42427)
	F A X : 03-5253-1638

◆ 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の手続が8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、国土交通省自動車局保障制度参事官室(TEL:03-5253-8111 (内線 41516)・FAX:03-5253-1638) もしくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。



民間の手続きのこと

7 令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル

◆ 金融庁金融サービス利用者相談室では、令和2年7月豪雨による災害発生に関し、被災者の皆様からの各種民間金融機関の窓口に関するお問合せや民間金融機関等とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを開設しています。

相談は、電話、FAX、メール、文書で受け付けています。

相談ダイヤルの詳細は、下記のとおりです。

* 受付時間(電話):10:00~17:00(平日のみ) ※ FAX、メールは24時間受付

* 電 話 番 号:0120-156811 (フリーダイヤル)

03-5251-6813 (IP電話からの場合)

* F A X 番号:03-3506-6699

* メールアドレス: saigai@fsa.go.jp

* 住所(文書):〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 金融サービス利用者相談室

- ※ FAX、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日 10:00 ~ 17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- ※ 一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」 については、0570-016811 (IP電話からの場合は、03-5251-6811) におかけください。

8 各種損害保険について

【自然災害を補償する損害保険について】

◆ 各種損害保険(火災保険、自動車保険の車両保険および傷害保険など)では自然災害を補償するものがあります。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または代理店にお問い合わせください。

※ 「保険金が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルが増加していますので、ご注意ください。



【災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた場合の特別措置について】

◆ 災害救助法が適用された地域(本ガイドブックの2ページに記載されている市町村)でご契約者が被害を受けられた場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について、継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予するお取り扱いができる場合があります。

詳しくは、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。

※ 自然災害を補償する保険であっても、各損害保険会社から発売されている損害保険にはいろい るな種類があり、また、さまざまな名称がつけられて販売されています。

ご契約されている損害保険が「自然災害を補償する損害保険」に該当するか、詳しくは損害保険会社または代理店にお問い合わせください。



9 豪雨被害を受けた学生の皆様へ

◆ 独立行政法人日本学生支援機構では、豪雨被害を受けた学生の皆様への支援を行っています。

1 給付奨学金(家計急変採用)/貸与奨学金(緊急採用・応急採用)

対 象 者: 災害救助法適用地域の世帯の学生のうち、災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方

申 込 方 法:在学している学校を通じてお申込みください。

奨学金の種類:給付奨学金、第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付)

※ なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

2 減額返還•返還期限猶予

対 象 者:災害等により奨学金の返還が困難となった方

願出方法:「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ

提出してください。

3 JASSO 災害支援金

対 象 者:災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊(半流出・半

埋没及び半焼失を含む)以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体か

らの避難勧告等が1か月以上続いたりした方(外国人留学生を含む)

申請方法:在学している学校を通じてお申込みください。

支 給 額:10万円(返還不要)

◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構奨学金相談センターまでお問合せください。

* T E L:0570-666-301 (ナビダイヤル)

03-6743-6100 (海外からの電話、一部携帯電話、一部 | P電話の場合)

* 受付時間:9:00~20:00(土田祝日・年末年始を除く)



事業者の方へ

被災中小企業・小規模事業者のための 10 特別相談窓口

◆ 県内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部及び関東経済産業局では、特別相談窓口を設置しています。窓口の詳細については、以下のとおりです。

機関名	支风	5名	電話番号				
	長野支店	国民生活事業	026-233-2141				
	+∧ * ± r=	中小企業事業	0263-33-0300				
日本政策金融公庫	松本支店	国民生活事業	0263-33-7070				
	伊那支店	国民生活事業	0265-72-5195				
	小諸支店	国民生活事業	0267-22-2591				
	長野	支店	026-234-0145				
商工組合中央金庫	松本	支店	0263-35-6211				
	諏訪	支店	0266-52-6600				
長野県信用保証協会	_	_	0120-34-7680				
	上田商工	L会議所	0268-22-4500				
	長野商」	L会議所	026-227-2428				
	松本商	L会議所	0263-32-5355				
	飯田商二	L会議所	0265-24-1234				
	岡谷商	L会議所	0266-23-2345				
	諏訪商_	L会議所	0266-52-2155				
	下諏訪商	工会議所	0266-27-8533				
商工会議所	須坂商_	L会議所	026-245-0031				
	伊那商	L会議所	0265-72-7000				
	塩尻商	L会議所	0263-52-0258				
	小諸商」	L会議所	0267-22-3355				
	信州中野商		0269-22-2191				
	駒ヶ根商	工会議所	0265-82-4168				
	大町商	L会議所	0261-22-1890				
	茅野商」	L会議所	0266-72-2800				
	佐久商.	L会議所	0267-62-2520				

	飯山商工会議所	0269-62-2162
	千曲商工会議所	026-272-3223
長野県商工会連合会		026-228-2131
長野県中小企業団体中央会	ı	026-228-1171
全国商店街振興組合連合会	ı	03-3553-9300
長野県よろず支援拠点	I	026-227-5875
中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課	_	03-5470-1620
関東経済産業局 産業部中小企業課	_	048-600-0321

◆ また、以下の窓口では、7月中の土日・祝日においても被災中小企業・小規模事業者の経営 や資金繰り等の相談に応じています。

+O=V			
相談	窓口		
口木功华全动心度	国民生活事業	0120-112-476	9:00~16:00
日本政策金融公庫	中小企業事業	0120-327-790	9:00~16:00
商工組合	中央金庫	0120-542-711	9:00~17:00
長野県信用	用保証協会	0120-34-7680	9:00~17:00
日本商	□会議所	03-3283-7819	10:00~16:00
全国商工	会連合会	03-6268-0085	10:00~16:00
長野県よろ	ず支援拠点	070-4091-9793	10:00~17:00
全国中小企業		03-3523-4901	10:00~16:00
全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300	9:00~17:00
中小機構 関東本部 企業支援課		03-5470-1620	9:00~17:00
関東経済産業局	 3 中小企業課	048-600-0321	9:00~17:00



11 災害復旧貸付

- ◆ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧を支援するために、「災害復旧貸付」を実施しています。
- ◆ 具体的な支援内容は、以下のとおりです。

	中小企業事業:基準利率 1.11%
金利	国民生活事業:基準利率(災害貸付)1.36%
<u> አታ</u> ደ ጥ ሀ	※ 令和2年7月1日現在、 貸付期間5年の場合
	※ 担保の有無等に関わらず利率は一律
	中小企業事業:設備 15 年以内・運転 10 年以内(据置期間 2 年以内)
貸付期間	国民生活事業:適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる
	※ 一般貸付を適用した場合は 10 年以内(据置期間 2 年以内)
	中小企業事業:別枠で 1 億 5,000 万円(代理貸付:7,500 万円)
貸付限度額	国民生活事業:各貸付制度の限度額に上乗せ 3,000 万円
	(代理貸付:1,500万円)

◆ 詳しくは、日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫までお問合せください。 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の電話番号は、本ガイドブックの 12~13 ページに掲載しております。

12 小規模企業共済制度の災害時貸付

- ◆ 中小企業基盤整備機構は、令和2年7月豪雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、原則として即日かつ低利で融資を行います。
- ◆ 貸付の対象となる方は、50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の①又は②の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けている方です。
 - ① 被災区域内にある事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けていること。



- ② 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。
- ◆ 具体的な支援内容は、以下のとおりです。

貸付利率	年 0. 9%
貸付限度額	1,000万円(ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7~9割の範囲内)
償還期間	貸付金額が 500 万円以下の場合は3年、 貸付金額が 505 万円以上の場合は5年
償還方法	6か月ごとの元金均等割賦償還
担保・保証人	不要
借入窓口	商工組合中央金庫本・支店

◆ 詳しくは、中小企業基盤整備機構 共済相談室までお問合せください。

* T E L: 050-5541-7171

* 受付時間:9:00~18:00(平日のみ)

13 被災宿泊事業者向けの特別相談窓口

- ◆ 令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じている宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、北陸信越運輸局に特別相談窓口が設置されました。
- ◆ 特別相談窓□では、以下のようなサポートを行います。
 - * 宿泊事業者等からの相談・要望対応
 - * 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
 - * 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、各経済産業局や労働局 等の窓口を案内
- ◆ 特別相談窓□の連絡先については、以下のとおりです。
 - * 相談窓□:北陸信越運輸局観光部観光企画課

* T E L: 025-285-9181

* F A X:025-285-9172



14 特別労働相談窓口

◆ 長野労働局では、7月13日より、令和2年7月豪雨の影響による特別労働相談窓口を開設しています。

窓口の詳細については、以下のとおりです。

* 相談窓口:長野労働局 雇用環境·均等室

* T E L: 026-223-0551

* 住 所:長野市中御所 1-22-1 長野労働局 4階

* 開設時間:8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝日を除く)



そのほかの情報

15 医療機関等の受診について

◆ 被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

医療機関等を受診する際に、以下の事項をお伝えください。

- 1 氏名
- 2 牛年月日
- 3 連絡先(電話番号等)
- 4 加入している医療保険者が分かる情報
 - ※ 被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所をお伝えください。

16 災害に便乗した悪質商法に関する相談窓口

◆ 地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。
悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分
注意してください。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

◆ お困りの際には、1人で悩まず消費者ホットラインやお近くの消費生活センター、警察など にご相談ください。

それぞれの相談窓口については、以下のとおりです。

相談窓□	電話番号
消費者ホットライン	188(局番なし)
北信消費生活センター	026-217-0009
東信消費生活センター	0268-27-8517
中信消費生活センター	0263-40-3660
南信消費生活センター	0265-24-8058
警察相談専用電話	#9110
最寄りの警察本部・警察署の	
悪質商法担当係	_



17 外国人(がいこくじん)の皆(みな)さまへ

◆ 日本では、今の時期は大雨が降り、川の水が増えてあふれたり、山やがけが崩れることがあります。

大気 予報 や住 んでいる 町 の 役所 が出す 情報 をよく見てください。また、家 の 近 くの 逃 げるところを 確認 してください。 危 ないときは、すぐ 逃 げてください。

◆ 逃 げるところについての 情報 は、「長野県 防災 情報 ポータル」から 見 ることができます。

下のURLを見てください。

http://nagano-pref-bousai.force.com

◆ 分からないことがあったら、「長野県 多文化 共生 相談 センター」に 聞いてください。 TEL:026-219-3068 / 080-4454-1899

18 法律相談等の窓口

【日本司法支援センター(法テラス)】

◆ 日本司法支援センター(法テラス)では、ホームページに令和2年7月豪雨に関するよくあるお問合せとその答え(Q&A)を公開しています。 下記のURLよりご確認ください。

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_news/r2-7gouuqaosirase.html

19 太陽光発電設備に関する留意点・相談窓口

◆ 令和2年7月豪雨の影響で、河川氾濫等により、浸水被害が今後拡大する恐れがあります。 太陽電池発電設備は、浸水・破損をした場合であっても光が当たれば発電をする事が可能です。 このため、破損箇所等に触れた場合、感電をするおそれがあります。

太陽電池発電設備を見かけた場合には、むやみに近づかないよう、十分ご注意下さい。また、復旧作業に当たられる際も十分ご留意下さい。



【感電防止のための注意点】

- 1 太陽電池発電設備(モジュール(太陽光パネル)、架台・支持物、集電箱、パワーコンディショナー及び送電設備(キュービクル等))は、浸水している時に接近すると感電するおそれがあるので、近づかないようにしてください。
- 2 モジュール (太陽光パネル) は、光があると発電していますので、触ると感電するおそれがあります。

漂流しているモジュール(太陽光パネル)や漂着・放置されているモジュール(太陽光パネル)を復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、素手は避けるようにし、感電対策(ゴム手袋、ゴム長靴の使用等)などによって感電リスクを低減してください。

3 感電のおそれがある太陽電池発電設備を見かけましたら、周囲に注意を呼びかけるととも に、ご不明な点等ありましたら、最寄りの産業保安監督部または経済産業省までお知らせい ただきますようお願いします。

お問合せ先は、以下のとおりです。

お問合せ先	電話番号
中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
経済産業省産業保安グループ電力安全課	03-3501-1742(直通)

- 4 壊れた太陽電池パネルを処理する際には、ブルーシート等で覆い遮蔽するか、パネル面を 地面に向けて、感電防止に努めて下さい。また、廃棄する際は自治体の指示に従って下さい。
- 5 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に水分が残っている ことも考えられます。
 - この場合、触ると感電するおそれがありますので、復旧作業に当たっては慎重な作業等を行う等により感電防止に努めてください。
- 6 水が引いた後であっても集電箱内部やパワーコンディショナー内部に残った湿気や汚損により、発火する可能性がありますので、復旧作業に当たっては十分な注意を払い電気火災防止に努めてください。



20 市町村連絡先一覧

- ◆ 各市町村の令和2年7月豪雨に関するお問合せ先などは、以下のとおりです。
 - ※ 災害救助法が適用される市町村のみ掲載しております。

市町村名	電話番号	市町村ホームページ
松本市	0263-34-3000	「松本市トップページ」
	(内線:2711、2712、2713)	https://www.city.matsumoto.nagano.jp
飯田市	0265-22-4511(代表番号)	「飯田市トップページ」
		https://www.city.iida.lg.jp
伊那市	0265-78-4111(代表番号)	「令和2年7月豪雨に関する情報」
		https://www.inacity.jp/bohan_bosai_kinkyu/
		<u>reiwaO2O7gou/index.html</u>
安曇野市	0263-71-2000(代表番号)	「安曇野市トップページ」
		https://www.city.azumino.nagano.jp
	0260-22-2141(代表番号)	「令和2年7月豪雨の関連情報」
阿南町		http://www.town.anan.nagano.jp/seikatsu/
		<u>bousai/002061.html</u>
上松町	0264-52-2001(代表番号)	「上松町トップページ」
		http://www.town.agematsu.nagano.jp/gyousei
 南木曽町	0264-57-2001(代表番号)	「南木曽町トップページ」
刊八日町		http://www.town.nagiso.nagano.jp
木曽町	0264-22-4280	「木曽町トップページ」
1,60	0204 22 4200	https://www.town-kiso.com
宮田村	0265-85-3181(代表番号)	「宮田村トップページ」
		https://www.vill.miyada.nagano.jp
阿智村	0265-43-2220(代表番号)	「阿智村トップページ」
P3 E 13		https://www.vill.achi.lg.jp
下條村	0260-27-2311(代表番号)	「下條村トップページ」
נואיוו		https://www.vill-shimojo.jp
売木村	0260-28-2311(代表番号)	「売木村トップページ」
76/1/13		http://www.urugi.jp
王滝村	0264-48-2001(代表番号)	「王滝村トップページ」
		http://www.vill.otaki.nagano.jp
大桑村	0264-55-3080(代表番号)	「大桑村トップページ」
		http://www.vill.ookuwa.nagano.jp